

令和5年中、令和6年中ともに合計所得48万円超かつ定額減税対象外（令和6年度住民税所得割＆令和6年分所得税0円）

【調整給付】



- R5年中合計所得金額48万円超
 - ・令和6年所得税額（推計）：30,000円…①
 - ・令和6年度住民税所得割：0円…②
- 【定額減税可能額】
所得税：30,000円…① 住民税：10,000円…②
- 【調整給付算出額】
 $(① + ②) - (① + ②) = 10,000円$ …調整給付額

【不足給付】



- R6年中合計所得金額48万円超
 - ・令和6年所得税額（実績）：0円…①
 - ・令和6年度住民税所得割：0円…②
- 【定額減税可能額】
所得税：0円…① 住民税：0円…②
- 【不足給付算出額】
 $(① + ②) - (① + ②) = 0円$ …控除不足額
控除不足額 - 調整給付額 = 0円…不足給付額
- 令和6年分合計所得金額48万円超であるため、税法上の扶養親族となれず、令和6年度住民税及び令和6年所得税額（実績）が0円であるため、定額減税を適用することができない

調整給付では、定額減税可能額から算出された10,000円が給付された。しかし、不足額給付では、令和6年度住民税及び令和6年所得税額（実績）が0円となり、定額減税を適用することができなくなった。そのため、不足額給付Iも対象外となり、本人としては、定額減税が40,000円分あるにもかかわらず、10,000円しか恩恵を受けていないため、不足となった30,000円を支給する。